

「定款」の一部変更について

2024年4月12日

一般社団法人金融先物取引業協会

1. 定款変更の目的

「安定的かつ効率的な資金決済制度の構築を図るための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律（令和4年6月10日法律第61号。令和5年6月1日施行）」により資金決済に関する法律第2条第14項に規定する暗号資産又は同条第5項第4号に掲げるもののうち投資者の保護を確保することが必要と認められるものとして金融商品取引業者等に関する内閣府令で定めるものを暗号等資産と定義したことに伴い、本協会定款の定義を見直しその一部を変更することとしました。また、第2号及び第4号の規定の表現の平仄を合わせたものとしております。

2. 方法等

「定款」の一部を変更します。

3. 変更案の説明

資料の新旧対照表のとおり一部変更を行います。

4. 審議の経過・今後の日程感等

年月日	内容	備考
2024年 4月12日～ 5月7日	パブリックコメントの募集	HPへ掲載
5月14日	業務部会	内容説明
5月21日	理事会	第35回通常総会付議案
6月25日	第35回通常総会 総会承認後、2024年6月25日付施行 予定	

5. 意見等の募集について

変更案については、投資者保護等に関する事案であることから、パブリックコメント手続きを次のとおり実施します。

(1) 公表資料及び公表方法

資料「新旧対照表」を一般ホームページに掲載します。

(2) 意見等の募集期間

2024年4月12日から2024年5月7日

(3) 意見等の提出

郵送又は電子メール

(4) 意見等の処理等

意見等を受けて、必要があれば原案の修正等を行います。修正等の内容によっては、業務部会を開催する場合があります。

なお、原案の趣旨が変わらない範囲での修正等であれば、業務部会長に一任とさせていただきます。

(5) 結果の公表

いただいた意見等及びそれに対する協会の考え方等については、一般ホームページに掲載します。

6. 施行後の取組状況の確認等

特になし

7. その他

今後も所管する業務について、他協会と連携していくものとします。

以 上